

# 仕 様 書

## 1 業務名

中央市場野菜くず等搬出業務(単価契約)

## 2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 業務目的

本業務は、中央市場から排出される野菜くず、果物くず、花木くず(以下「野菜くず等」という。)を適正かつ円滑に搬出処理することを目的とする。

## 4 業務内容

(1) 中央市場から排出される野菜くず等を市場から搬出し、指定する処理施設へ搬入する。

区 分	搬 入 場 所	搬 出 方 法
野菜くず等(可燃ごみ)	中工場、安佐南工場または安佐北工場	ロールオンボックスによる。 詳細は以下のとおり。

### 【搬出方法】

- ① あらかじめ市場内の廃棄物集積場に野菜くず等用のロールオンボックス3個を配置する。
- ② 指定袋を使用せずロールオンボックス内に集積された野菜くず等を随時搬出する。野菜くず等を搬出する際には、別の集積用ロールオンボックスが廃棄物集積場に最低2個配置してあることを確認する。
- ③ 搬出する野菜くず等の重量を場内のトラックスケールで計量する。

(2) 業務に従事する日

原則として、広島市中央卸売市場業務条例施行規則第4条に定める開場日とする。

## 5 委託料の支払いに係る野菜くず等の搬出量

搬出車両1台ごとに、所定の搬入場所(処理施設)において計量した重量とする。

## 6 業務実施に当たっての注意事項

(1) 野菜くず等の搬出作業に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等関係諸法規を遵守し、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、野菜くず等の飛散、汚水の流出を防止するための必要な措置を行い、当日排出された野菜くず等を当日中に処理施設へ搬入するものとする。

なお、搬出作業中に野菜くず等の飛散、汚水の流出が発生した場合、受注者は迅速かつ適正に清掃等を行うものとする。

(2) 廃棄物集積場では、清掃業者と野菜くず等の取扱い、搬出方法等を十分に打ち合わせ、トラブルのないようにすること。

## 7 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、使用する車両及び現場責任者並びに従業員の氏名等を報告するものとする。車両又は現場責任者あるいは従業員に変更があったときも同様とする。

(2) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、契約締結後速

やかに提出し、発注者の承認を得なければならない。

(3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、月間報告書とし、翌月の10日（ただし、3月分については3月31日）までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

#### 8 費用負担

業務実施に当たっての必要経費（指定する処理施設での処分料を含む）は、全て受注者の負担とする。

#### 9 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。